

平成30年度放射線を取り扱う学生の特健康診断



第2回 学生特健康診断 (放射線従事者)のお知らせ

必ず、定期健康診断を
受診していること

- 対象者
- * 新規に従事する学生（平成30年8月～10月に初めて放射線を取り扱う者）
 - * 継続して放射線業務に従事する者のうち、所属部局の放射線取扱主任者より受診の指示があった学生

健診日程	6月27日(水) 14:00～15:30 6月28日(木) 14:00～15:30
健診場所	東山地区 保健管理室 
健診項目	・皮膚検査 ・眼の検査(白内障) ・血液検査(赤・白血球数、白血球百分率、血色素量又はヘマトクリット値)
持参する モノ	・学生証  ・問診受検票(3枚綴り) ※1, ※2  ※1 各学部で配布 ※2 事前に「従事者記入欄」を必ず記入してください

- * 放射線障害防止法第23条により、放射線を取り扱う者は初めて管理区域に立ち入る前に健康診断(上記検査)を受ける必要があります。
- * 次回の第3回学生特健康診断は、平成30年10月を予定しています。
- * 今回の健診日時に受診できない場合は、同一の健診項目について他の医療機関にて検査を受け、その結果の証明書(問診受検票)を所属事務室に提出してください。

保健管理室

